

## 被災者支援情報

# 被災された方への 生活支援制度のお知らせ

このたびの1月1日の地震により被害を受けた市民の皆様に、心からお見舞い申し上げます。このお知らせは、被災された方々が一日も早く生活を再建され、地域の活力が取り戻されることを願い、そのための支援制度等をまとめたものです。

市では、国や県をはじめ多くの関係機関と連携を図りつつ、被災された皆様のために全力で取り組んでまいります。この冊子をどうぞ活用され、ご不明な点などございましたら、何なりと担当部署へお問い合わせ下さい。

※今後も、新たな制度に関する情報等が入り次第、随時お知らせします。

南砺市災害対策本部 ☎ 23-2003 FAX 52-6340  
南砺市役所 総務課

## ☆☆ 目 次 ☆☆

- 1 被災証明書・各種証明書の無料発行について . . . . . P 1
- 2 被災者生活再建支援制度について . . . . . P 2
- 3 住宅応急修理制度について . . . . . P 3
- 4 災害見舞金について . . . . . P 4
- 5 個人向け融資制度について . . . . . P 4
- 6 就学支援制度について . . . . . P 7
- 7 雇用・中小企業向け支援制度について . . . . . P 8
- 8 税金や保険料等の減免制度等について . . . . . P 9
- 9 その他公共料金等の支援制度について . . . . . P17

## ■ 支援事業の担当部署・相談窓口

### 各種証明書

○り災証明書・各種証明書の発行・・・・・・・・・・各市民センター・税務課

### 各種給付・貸付制度等

- 被災者生活再建支援制度・・・・・・・・・・福祉課社会福祉係 ☎23-2009 (内 4569)
- 住宅応急修理制度・・・・・・・・・・福祉課社会福祉係 ☎23-2009 (内 4569)
- 災害見舞金・・・・・・・・・・福祉課社会福祉係 ☎23-2009 (内 4569)
- 災害援護資金・・・・・・・・・・福祉課社会福祉係 ☎23-2009 (内 4569)
- 生活福祉資金・・・・・・・・・・南砺市社会福祉協議会 ☎82-2951
- 就学支援制度・・・・・・・・・・教育総務課総務係 ☎23-2012 (内 2933)
- 中小企業向け支援制度・・・・・・・・・・商工企業立地課 ☎23-2018 (内 2652)

### 税金・各種料金の減免

- 市税等の減免・・・・・・・・・・税務課市民税係 ☎23-2005 (内 2151)
- 保育料の減免・・・・・・・・・・こども課保育園係 ☎23-2010 (内 2175)
- 医療費の一部負担等の減免・・・・・・・・健康課国保・年金係 ☎23-2011 (内 4587)
- 介護保険料の減免等・・・・・・・・地域包括ケア課長寿介護係 ☎23-2034 (内 4542)
- 障害福祉サービス等の減免・・・・・・・・福祉課障害福祉係 ☎23-2009 (内 4564)
- 国民年金保険料の減免・・・・・・・・健康課国保・年金係 ☎23-2011 (内 4586)
- し尿汲み取り料の減免・・・・・・・・生活環境課生活衛生係 ☎23-2035 (内 2292)
- 一般廃棄物処理手数料の減免・・生活環境課生活衛生係 ☎23-2035 (内 2292)
- 災害ごみの仮置場・・・・・・・・生活環境課生活衛生係 ☎23-2035 (内 2292)
- 水道料金の減免・・・・・・・・上下水道課水道業務係 ☎23-2023 (内 2261)
- 下水道使用料の減免・・・・・・・・上下水道課下水業務係 ☎23-2024 (内 2268)

### 各市民センターの電話番号

城端市民センター	62-1212	平市民センター	23-2040
上平市民センター	23-2043	利賀市民センター	23-2046
井波市民センター	82-1180	井口市民センター	23-2053
福野市民センター	22-1100	福光市民センター	52-1571

## ■ り災証明書の無料発行について

発行窓口：各市民センター・税務課

「り災証明書」は、居住のために使用している家屋の被害状況調査で確認した事実に基づき発行する証明書で、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされるものです。

証明する事項は、り災原因、り災年月日、り災場所、り災程度（全壊・半壊・一部損壊）等です。

※ 被災されたご家族以外の方が手続きをされる場合は、委任状が必要となります。（委任状の様式は、各市民センターに備え付けてあります。）

※ 発行手数料は、**無料**です。

## ■ 各種証明書の無料発行について

発行窓口：各市民センター

《無料発行する証明書》

- マイナンバーカードの再交付手数料

# 被災者生活再建支援制度について

担当窓口：福祉課社会福祉係 ☎23-2009（内 4561）

被災者再建支援法に定められた国の制度に準じ、住宅に多大な被害を受けた世帯に対し、一日も早く安心して安定した生活を再建できるよう解体や再建、補修等にかかる資金として一定額の支援金を支給します。

## 支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状況が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

## 支給対象世帯

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

ア 基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の被害程度		① 全壊	② 半壊により解体	③ 半壊により補修
支給額	複数世帯	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	37.5万円

イ 加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の再建方法		A 建設・購入	B 補修	C 賃借 (公営住宅以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※ 加算支援金は、南砺市内において住宅を再建される場合に限りです。

※ 一旦住宅を賃借した後に住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、加算支援金の合計額は、200万円（又は100万円）となります。（単身はそれぞれ4分の3の額）

《支給例：複数世帯の場合》

- ・全壊で、家を建設する場合：100万円＋200万円 → 300万円
- ・全壊で、一旦住宅を賃借した後、家を建設する場合：100万円＋200万円  
→ 300万円
- ・半壊で解体し、家を建設する場合：100万円＋200万円 → 300万円
- ・半壊で、家を補修する場合：50万円＋100万円 → 150万円

## 申 請 方 法

(申請窓口) 各市民センター窓口又は福祉課 ☎23-2009

(申請期限) ア 基礎支援金 災害発生日から13ヶ月以内

イ 加算支援金 災害発生日から37ヶ月以内

※ 振込先を確認するための預金通帳、住宅建設や補修等の契約書（請求書）等の提出が必要です。

## ■ 住宅応急修理について（災害救助法適用時）

担当窓口：福祉課社会福祉係 ☎23-2009（内4561）

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない場合、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である場合に市がその修理費を一定の範囲内で負担します。

### ◆ 対象となる修理

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

### ◆ 上限額

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ただし、市が災害救助法の適用を受けた場合のみ支給します。

## ■ 災害見舞金について

担当窓口：福祉課社会福祉係 ☎23-2009（内 4561）

（県共募分）南砺市社会福祉協議会 ☎82-2941

居住する住宅の被害の程度に応じ、被災した世帯に見舞金を支給します。

損害の程度	市長見舞金	県知事見舞金
全壊	10万円	10万円
半壊	5万円	5万円
一部損壊 *1	2万円	—
床上浸水	2万円	—

※1 一部損壊 住家の損壊の程度が半壊に達しない場合で、かつ、損害を受けた箇所の補修額が200,000円以上のもの

県共同募金会（市内で10世帯以上が罹災した場合のみ支給します。）

- 全壊・流失 1世帯 20,000円
- 半壊・床上浸水 1世帯 10,000円
- 死亡 1人 10,000円

## ■ 個人向け融資制度について

### 災害援護資金

担当窓口：福祉課社会福祉係 ☎23-2009（内 4561）

世帯主の方が負傷され、又は住居、家財の損害を受けた世帯が利用できます。ただし、前年の世帯の総所得金額により利用できない場合があります。

（1人220万円以下、2人430万円以下、3人620万円以下、4人730万円以下  
5人以上は1人増すごとに730万円に30万円を加算）

#### ◆ 貸付できる金額

150万円～350万円

※世帯主の負傷の有無や住居、家財等の損害程度により、貸付限度額が異なります。

#### ◆ 貸付利率

年3%（据置期間中は無利子）

#### ◆ 据置期間

3年（特別の場合5年：2回以上災害を受けた等）

#### ◆ 償還期間

10年以内

低所得世帯、障害者の方がいる世帯、高齢者世帯に対して、日常生活の自立に必要な資金の貸付けをします。

資金ごとに貸付条件や提出書類等が異なりますので、直接お問い合わせ下さい。

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限
<b>福祉資金</b> 家財等の購入費用 住宅の補修費用 福祉用具の購入費用など	災害を受けたことにより臨時に必要となる費用 150万円	6か月	7年
	住宅費 250万円	6か月	7年
	福祉用具購入費 170万円	6か月	8年
	住居移転、給排水設備等の費用 50万円	6か月	3年
	療養・介護等に必要となる費用 170万円	6か月	5年

### ◆資金を借りる条件

- ・生活の立て直しのために、社会福祉協議会や民生委員等による継続的な相談支援を行います。
- ・連帯保証人が原則1名必要です。
- ・連帯保証人がいない場合は、据置期間経過後年1.5%の利子が発生します。
- ・高収入の方(所得制限あり)や多額の負債がある方にはお貸しできません。
- ・他の借入金等の返済資金に充当する場合にはお貸しできません。
- ・最終償還期限までに償還完了しなかった場合は残元金につき年3.0%の延滞利子が発生します。
- ・災害規模によって据置期間等が変更になる場合があります。

## 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

担当窓口：南砺市社会福祉協議会 ☎82-2951

令和6年能登半島地震による被災者を対象とした当座の生活費を貸付ける特別な貸付金です。令和6年1月22日より受付が開始されています。

- 貸付対象 (1) 被災された方で富山県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。  
(2) 県外被災地から富山県内に避難し、本特例措置による貸付が必要と認められる、当座の生活費を必要とする世帯。
  - 貸付限度額 1世帯につき1回のみ10万円以内  
(特別な場合は20万円まで可) ※特別な場合とは以下の場合です。
    - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
    - ② 世帯員に要介護者がいる場合
    - ③ 4人以上の世帯である場合
    - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
  - 据置期間 1年以内
  - 償還期間 据置期間終了後2年以内
  - 貸付利子 無利子
- \* 償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生

その他の条件はお問い合わせいただくか、二次元バーコードを読み取り、当該ページから確認することができます。



## 住宅関係等の融資

今回の災害により、住宅の改修、修繕等を行う場合、低利等の特別の融資制度があります。詳しくは各機関へお問い合わせ下さい。

### ○富山県勤労者生活資金融資制度（災害復旧資金・県制度）

（お問い合わせ先）富山県商工労働部労働政策課 ☎076-444-3256

北陸労働金庫ローンセンター富山 ☎0120-660-014

又は北陸労働金庫県内各支店

### ○災害復興住宅融資

（お問い合わせ先）住宅金融支援機構 ☎0120-086-353（フリーダイヤル）

又は最寄りの住宅金融支援機構業務取扱金融機関

※ この他、各金融機関において、被災した方に対し金利等を優遇した融資制度を利用できる場合があります。詳細につきましては、各金融機関の窓口へお問い合わせ下さい。



## ■就学支援制度について

### 教科書等の無償給与

担当窓口：教育総務課総務係 ☎ 23-2012（内 2933）

災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又は毀損等した児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。該当の場合、在学している学校を通してご相談いただきますようお願いいたします。

### 小・中学生の就学援助

担当窓口：教育総務課総務係 ☎ 23-2012（内 2933）

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します（市民税の減免を受けた場合等）。

### 奨学金制度の緊急採用等

日本学生支援機構では、災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった高等学校、大学等の生徒・学生に対して、奨学金の貸出を緊急に受付・採用します。奨学金を希望される場合は、在学する学校を通じて申込みをしてください。

#### ◆ お問い合わせ先

- 在学する学校
- 独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

☎ 03-6743-6011 FAX 03-6743-6662

(E-mail kouhou@jasso.go.jp URL <http://www.jasso.go.jp/>)

### 授業料の減免

居住する住宅の被害の程度に応じ、学生・生徒の授業料が減免される場合があります。詳しくは、各学校にお問い合わせください。

## 生活福祉資金（教育支援資金）

担当窓口：南砺市社会福祉協議会 ☎ 82-2951

低所得世帯に対して、高等学校や大学等の授業料・教材費や、入学時にかかる入学金等の必要な経費を、無利子で貸付けします。

詳細については、直接お問い合わせ下さい。

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限	備考
教育支援金	高校 月 3.5 万円 高専 月 6 万円 短大 月 6 万円 大学 月 6.5 万円	卒業後 6 か月 以内	20 年以内	高校には専修学校 高等課程を、短大 には専修学校専門 課程を含む。
就学支度費	50 万円			

### ◆資金を借りる条件

- ・就学する子ども等が借受人となり、生計中心者が連帯借受人となります。
- ・高収入の方(所得制限あり)や多額の負債がある方にはお貸しできません。
- ・他の借入金等の返済資金に充当する場合にはお貸しできません。

## ■中小企業向け支援制度について

### 商工業関係の相談・融資

担当窓口：商工企業立地課 ☎ 23-2018（内 2652）

#### （1）富山県融資制度「震災対策特別融資」

被災された中小企業者を特別融資により支援します。

対象者	令和6年能登半島地震において被害を受けた市内中小企業者
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置期間5年以内）
融資利率	年1.25%以内
保証料率	ゼロ～年0.55%（保証必須、県独自に保証料を補助）
償還方法	金融機関の方法による
融資申込先	取扱金融機関
その他	【南砺市中小商工業者災害時利子補給金】 ・償還開始から1年間分の支払利子に対して補給金を交付 ・補給率 支払利子の1/2以内

## (2) 中小商工業者向け相談窓口

被災された中小商工業者を対象に、経営面・災害関連融資などの相談を受け付けます。

相談窓口	お問い合わせ
商工会本部（福野支部）	0763-22-2536
商工会福光支部	0763-52-2038
商工会井波支部	0763-82-0184
商工会城端支部	0763-62-2163
商工会五箇山支部	0763-66-2044
商工会利賀村支部	0763-68-2527
日本政策金融公庫高岡支店	0570-045028
商工組合中央金庫高岡支店	0766-25-5431
富山県信用保証協会	076-423-3171
富山県商工会連合会	076-441-2716

## ■税金や保険料等の減免制度等について

### 市税の減免

担当窓口：税務課収税係 ☎ 23-2005（内 2151）

#### 1 市税の減免制度について

個人の市民税・固定資産税・国民健康保険税は、住宅に被害があった場合に、損害の程度及び所得等の状況に応じて一定の割合で減額または免除になります。

- ◆対象税目 市民税、固定資産税、国民健康保険税
- ◆対象期間 原則として申請日以降、翌年3月31日までの間に納期限が到来する市税
- ◆根拠法令 南砺市税条例並びに災害被害者に対する市税の減免措置等に関する要綱

#### ● 個人の市民税の減免

（住宅が損壊した場合）

当該年中の所得が1,000万円以下の方で、所有する住宅が半壊以上または一部損壊と判定された方は、次のとおり軽減または免除します。

合計所得金額	減額または免除の割合	
	損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満 (注 1)	損害の程度が 5/10 以上 (注 2)
500 万円以下	2 分の 1	1 0 分の 1 0
500 万円超～750 万円以下	4 分の 1	2 分の 1
750 万円超～1,000 万円以下	8 分の 1	4 分の 1

(注 1) 床上浸水及び一部損壊

(注 2) 半壊、大規模半壊及び全壊

## ● 固定資産税の減免

固定資産税は、損害の程度により一定の割合で減額または免除になります。

### ① 土地

損害（流出等）を受けた土地の所有者に対して、次のとおり減額または免除します。

損害の程度（損害基準評価）	減額または免除の割合
被害(流出)面積が 80%以上	10分の10
60%以上80%未満	10分の8
40%以上60%未満	10分の6
20%以上40%未満	10分の4

### ② 家屋

損害を受けた家屋の所有者に対して、次のとおり軽減または免除します。

損害の程度	減免の割合
原形をとどめないとき 復旧不能のとき	10分の10
主要部分の著しい損傷 60%以上の家屋の減価	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等の損傷 40%以上60%未満の家屋の減価	10分の6
下壁、畳等の損傷 20%以上40%未満の家屋の減価	10分の4

### ④ 償却資産

家屋の例により減額または免除します。

## ● 国民健康保険税の減免

- ① 被保険者が災害により障害者（地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合。

- ② 納税義務者又はその世帯に属する被保険者の所有に係る住宅又は家財につき、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上となった場合。
- ③ 納税義務者等が、冷害、凍霜害、干害等により農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)の規定によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額)が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である場合で、生活困窮の状態にあると市長が認める場合

## 2 市税の徴収の猶予について

財産に被害を受け、納期限内に市税を納めることが困難とみとめられる方に対しては、被災者の申請に基づき、その実態を調査の上、徴収を猶予することができます。

担当窓口：税務課

### ※ 「雑損控除」制度

損害額や災害等に関連して支出した費用及び保険金などで補填された金額に関係する書類は、確定申告時に雑損控除の書類として必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

## 国民健康保険医療費の一部負担金の減免等

担当窓口：健康課国保・年金係 ☎ 23-2011 (内 4587)

### (1) 減免等の対象者

災害により死亡、又は障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたことにより、生活が著しく困難となった一部負担金の支払の義務を負う世帯主又は被保険者

### (2) 減免等の種類

「減額」、「支払の免除」及び「徴収の猶予」があり、被災された世帯主等の収入額を合算し、判断されます。

### (3) 減免等の対象期間

申請のあった日の属する月から3か月以内

## 後期高齢者医療保険料の減免

窓口：税務課市民税係 ☎ 23-2005 (内 2149)

被保険者又はその属する世帯の世帯主の居住する住宅が、床上浸水以上の被害を受けた場合に、災害を受けた日の属する月から以後6ヶ月間保険料が減免されます。

減免割合は、次のとおりです。

前年中の所得金額 損害程度		500 万円以下	500 万円を超え 750 万円以下	750 万円を超え 1,000 万円以下
		減 免 割 合	10 分の 2 以上 10 分の 5 未満	60%
	10 分の 5 以上	100%	60%	40%

前年中の所得金額とは世帯主と被保険者の所得の合計額です。

## 後期高齢者医療費の一部負担金の減免等

担当窓口：健康課国保・年金係 ☎23-2011（内 4587）

### （1）減免等の対象者

災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害（損害程度が2分の1を超える場合）を受けたことにより、市民税が減免され、又は生活保護の適用を受け、一部負担金の支払いが困難となった後期高齢者医療の被保険者

### （2）減免等の種類

「減額」、「支払の免除」及び「徴収の猶予」があり、被災された世帯全員の収入額を合算し、判断されます。（別世帯でも、生計が同一とみなされる場合もあります。）

### （3）減免等の対象期間

申請のあった日から6か月以内

（お問い合わせ先）富山県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎076-465-7504

## 介護保険料の減免等

担当窓口：地域包括ケア課長寿介護係 ☎23-2034（内 4542）

### 1. 減免対象者

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方

### 2. 減免基準

所有する住宅が全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない時又は復旧不能の時で、住宅、家財又はその他の家財について災害により受けた損

害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の5以上である世帯の第1号被保険者であり、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方

### 3. 減免対象保険料

申請日以降に納期が到来する6箇月分の保険料

（お問い合わせ先） 砺波地方介護保険組合 ☎34-8333

## 保育料の減免

担当窓口：こども課保育園係 ☎23-2010（内2175）

居住する住宅の損害の程度に応じ、次のとおり減免します。

損害の程度	減免の割合	対象期間
全壊	全額	災害発生の翌月から3ヶ月間
半壊	2分の1	
3分の1相当の被害	10分の3	

## 障害福祉サービスの減免

担当窓口：福祉課障害福祉係 ☎23-2009（内4564）

障害福祉サービスを利用される方で、災害により居住する住宅の受けた被害の程度に応じ利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

## 国民年金保険料の減免

担当窓口：健康課国保・年金係 ☎23-2011（内4586）

被災した国民年金の加入者で保険料の納付が困難な方には、申請し、承認されると保険料の納付が免除される制度があります。

### 1. 対象者

加入者又はその世帯員の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除きます。）が、その財産の価格のおおむね2分の1以上となる損害を受けられた国民年金加入者

### 2. 免除区分

全額免除、一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除

※ 申請し承認された期間の保険料は免除されますが、この期間については将来受給する老齢基礎年金の額を計算する際、承認された免除区分に応

じて減額になります。免除を受けた期間の保険料は10年以内であれば遡って納めることができます。ただし3年目以降は加算額がつきます。

### 3. 免除申請（承認）期間と申請期限

- ・被災した月の1ヶ月前の月分から翌々年の6月分まで。
- ・2年1ヶ月前まで遡って申請できますが、できるだけ速やかに申請してください。
- ・罹災日により期間等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 4. 手続き先

各市民センター窓口又は健康課、砺波年金事務所

※ 申請の手続き先は上記の窓口となりますが、申請の審査は日本年金機構で行います。

### 5. 申請手続きに必要なもの

年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、印鑑、罹災証明書、被災状況届

※ 被災状況届は「被災前の財産の概要とその価格」、「損害の程度とその金額」「受け取った保険金又は損害賠償金の金額」等の記入が必要となります。被災状況届の用紙は、各市民センター窓口・健康課、砺波年金事務所に備え付けています。詳しくは、窓口へお問い合わせ下さい。

## し尿汲み取り料の減免

担当窓口：生活環境課環境衛生係 ☎23-2035（内 2292）

被災された世帯の「し尿汲取手数料」及び「浄化槽汚泥抜取手数料」を減免します。

対象範囲	減免の割合	対象期間
被災世帯	全額	1世帯1回に限ります。

## 一般廃棄物処理手数料の減免

担当窓口：生活環境課生活衛生係 ☎23-2035（内 2292）

一般住宅等において発生し、クリーンセンターとなみ・南砺リサイクルセンターで受入れ可能な災害ごみの「一般廃棄物処理手数料」を減免します。

対象範囲	減免の割合	申請方法
一般住宅等から排出される災害ごみ	全額	一般廃棄物処理手数料減免申請書を生活環境課へ提出



## 災害ごみの仮置場

担当窓口：生活環境課生活衛生係 ☎23-2035（内 2292）

クリーンセンターとなみ・南砺リサイクルセンターで受入れできない災害ごみは、下記の仮置き場で受け入れます。（免許証を提示下さい）

受け入れ場所	搬入期間
(株)松本建材資材置き場 嫁兼409 (旧佐藤渡辺アスファルトプラント)	1月31日（水）までの平日 時間：9:00～12:00、13:00～16:00

### 【仮置場に持ち込めるごみ（一般住宅から出る片付けごみで以下のもの）】

ごみの種類	内容
木くず	柱・梁・壁材・流木・庭木等
コンクリートがら類	コンクリート片・コンクリートブロック・アスファルトくず等
がれき類	レンガ・瓦・陶磁器類・灯籠等石類
内装材・外装材	石膏ボード・外壁・土壁・砂壁等
金属くず	シャッター・カーポートの金属片等

## 水道料金の減免

担当窓口：上下水道課水道業務係 ☎23-2023（内 2261）

### ●地震による水道管及び給水設備からの漏水量

#### 1. 減免の対象世帯

地震により水道管及び給水設備からの漏水があった水栓  
(目に見える場所、見えない場所は問いません。)

#### 2. 減免対象期間

令和6年3月31日までに修繕を完了された水栓  
(ただし、漏水箇所不明などの理由により期限までに修繕が完了できない場合は、個別に状況を確認し対応します。)

#### 3. 減免方法

過去の使用実績から当該水栓の実績水量を算出し、それを認定水量とします。今回減免申請月の検針水量が認定水量を超える部分について減免します。

(今回の申請をされると3年間は減免申請できないという3年間の縛りはありません。)

## ●家屋や家財等の清掃・洗浄に水道水を使用した時の洗浄用水量

### 1. 減免の対象世帯

り災証明書の発行を受けた被災世帯で、家屋や家財等の清掃・洗浄に水道水を使用したとき（以下「洗浄用水量」という。）、その月の検針水量が実績水量の1.5倍以上の場合に使用水量を認定し料金を減額します。

### 2. 減免の割合

区 分	認定使用水量
検針水量が実績水量の1.5～2倍未満	実績水量の1.5倍
検針水量が実績水量の2～5倍未満	検針水量－洗浄用水量×1/2
検針水量が実績水量の5倍以上	実績水量の3倍

※ 実績水量 前年同月又は11月・12月の平均使用水量の内、大きい水量をいいます。ただし、基本水量に満たない場合の実績水量は基本水量とします。

※ 検針水量 今回検針指示数から前回検針水量を差し引いた水量をいいます。

※ 洗浄用水量 検針水量から実績水量を差し引いた水量とみなします。

### 3. 減免対象期間

1月使用分（2月請求）と2月使用分（3月請求）のみ対象といたします。

### 4. 申請期限

上下水道料金減額申請書は上下水道課及び各市民センターに備えてありますので、3月31日までに必要事項を記入のうえ、上下水道課又は各市民センターに提出してください。

## 下水道使用料の減免

担当窓口：上下水道課下水業務係 ☎ 23-2024（内 2268）

### 1. 減免の対象世帯

り災証明書の発行を受けた世帯で、被災により水道水を家屋や家財などの清掃・洗浄に使用され、その月の検針水量が実績水量を上回る場合に、その超えた水量について下水道使用料を減額します。

## 計算例

1月の 検針水量 ①	11月と12月の 検針水量の平均 ②	前年1月の 検針水量 ③	実績水量 ④	減額対象 水量 ①－④
50 m <sup>3</sup>	42 m <sup>3</sup>	36 m <sup>3</sup>	②≥③の場合 42 m <sup>3</sup>	8 m <sup>3</sup>
50 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	36 m <sup>3</sup>	②<③の場合 36 m <sup>3</sup>	14 m <sup>3</sup>

※ 2月の場合は、1月を2月に読み替えてください。

※ 実績水量は、前年同月の検針水量と11・12月の検針水量の平均を比較して大きい水量をいいます。ただし、基本水量（10 m<sup>3</sup>）に満たない場合の実績水量は基本水量とします。

※ 使用水量が世帯人数をもとに計算されるなど、いわゆる認定水量となっている場合は、計算の方法が上記と異なり対象とならない場合がありますので、下水業務係にお問い合わせください。

## 2. 減免対象期間

1月使用分（2月請求）と2月使用分（3月請求）のみ対象とします。

## 3. 申請期限

上下水道料金減額申請書は上下水道課もしくは各市民センターに備えてありますので、3月31日までに必要事項を記入のうえ、上下水道課もしくは各市民センターに提出してください。

# ■ その他問い合わせについて

## 各種公共料金等

### 1. テレビ受信料等（NHK、TST）

#### （1）NHK

NHK 富山放送局 営業部 ☎076-444-6640

#### （2）TST

☎0800-123-1073

### 2. 電話料金

NTT西日本 ☎116（携帯電話からは0800-2000-116）